

新潟県条例第40号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成20年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中小企業者」とは、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）<u>第20条第4項</u>に規定する中小企業者等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が<u>産業競争力強化法第133条第1号</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中小企業者」とは、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）<u>第20条第2項</u>に規定する中小企業者等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が<u>産業活力再生特別措置法第47条</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。